

令和7年度 第21回人事委員会議事録

一 日 時 令和8年1月13日（火） 午前10時00分から10時40分まで

二 場 所 人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

三 出席者

1 人事委員	委 員 長	中 本 久美子					
	委 員	細 田 耕 治					
	委 員	中 島 諒 人					
2 事務局職員	事 務 局 長	丸 山 真 治	次 長 兼 給 与 課 長	灘 尾 幸 三			
	任 用 課 長	湯 ノ 口 修	係	長	浅 田 瑞 生		
	係 長	河 崎 卓 哉	係	長	前 田 智 大		
3 傍聴者	なし						

四 議 題

議案第1号 職員の採用選考について

議案第2号 人事委員会告示の一部改正について（選考により採用する職関係）

議案第3号 選考により採用する職に係る承認について（鳥獣対策技術の職）

報告第1号 鳥取県職員採用試験（令和8年4月採用予定 障がい者対象（身体、精神）・高校卒業程度（警察行政））の採用候補者について

五 議 事

鳥取県人事委員会議事規則第5条に定める委員長の指定する会議出席者は事務局職員全員が、同規則第7条に定める委員長の指定する議事録作成者については事務局職員が指定されることに決定した。

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第2号及び第3号は公開、議案第1号及び報告第1号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

職員の採用選考について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第2号

人事委員会告示の一部改正（選考により採用する職関係）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

下記のとおり告示の一部を改正する。

記

1 改正する告示の名称

選考により採用する職（平成18年鳥取県人事委員会告示第1号）

2 改正理由

（1）鳥獣対策技術の職

野生鳥獣の保護管理や被害対策に加えて、クマ出没等の事案発生時に市町村の緊急銃猟を補完する総合的かつ中長期的な鳥獣対策の体制強化が急務となっており、これを支える新たな専門職員（正職員）を確保する必要があるため。

鳥獣対策技術の職は、職務の特殊性を鑑み、専門性の高い人材を柔軟で機動的な採用を行うため、その採用は選考によることとしたい。

（2）公認心理師の職

現在、病院局においてがん患者へのカウンセリング等の支援業務を行う職員として、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する民間資格である臨床心理士の資格を有する職員を配置している。同業務に従事する職員については欠員が生じている状況であり、同じ心理職として同程度の知識を有するものとされる公認心理師（国家資格）の資格を有する者を配置できるようにするため。

公認心理師の職は、その専門性が高く競争試験による能力実証が困難になるおそれがあると考えられるため、その採用は選考によることとしたい。

3 施行日

公布日（令和8年1月16日を予定）

【質疑等】

委員：これらの職は今までどのように採用していたのか。

事務局：鳥獣対策技術の職については、これまでにはなかった。現在は鳥獣を専門にする職員は数は少ないが、既存の林業職の中でそういった経験のある職員を充てている。全国的な熊被害の拡大を受けて、専門的に従事する職員が必要であり、今回新設するものである。

公認心理士の職については、病院局において、カウンセリング等の支援業務にあたるのは、臨床心理士の資格を有する職員となっているが、人材の確保が難しく欠員が生じている状況。国家資格である公認心理士は平成30年度に新たにできた資格であるが、同じくカウンセリング等の支援業務にあたることができる。選考により採用する職として追加することにより、より門戸を広げて人材確保につなげたいという狙いで改正を行うものである。

◇議案第3号

選考により採用する職に係る承認（鳥獣対策技術の職）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県知事から下記のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認する。

記

1 申請理由

申請のあった職	採用予定者数	申請理由
鳥獣対策技術の職	2名程度	鳥獣対策技術の職は、専門性の高い職種で配置換や競争試験による人員確保が困難であるところ、野生鳥獣の保護管理や被害対策に加えて、クマ出没等の事案発生時に市町村の緊急銃猟を補完する総合的かつ中長期的な鳥獣対策の体制強化が急務となっており、これを支える新たな専門職員を確保する必要があるため。

2 採用予定日

令和8年4月1日

※任用候補者の資格取得状況等により、それ以前に採用する場合もあり得る。

3 配属先及び職務内容

(1) 配属先

農林水産部農業振興局、森林・林業振興局、林業試験場、総合事務所農林局等

(2) 職務内容

野生鳥獣の保護管理、被害防止政策全般に関する企画立案、調査、研修等の普及指導、現場対応、広報・啓発及びツキノワグマ等危険鳥獣の銃器を使用した捕獲、農林施策の推進等

4 能力実証の方法

知事部局において選考試験を実施

(1) 受験資格

ア 年齢要件

昭和41年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた人（20歳以上59歳以下）

イ 資格・免許

道路交通法第84条第3項に規定する普通自動車第一種運転免許を受けている人で、次の（ア）から（ウ）のいずれかに該当する人（（ウ）に該当しない場合は、採用後に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適性化に関する法律（鳥獣保護管理法）第39条第2項に規定する第一種銃猟免許の取得を要するものとする。）

（ア）学校教育法による大学（短期大学を含む。）又は専修学校の専門課程において野生動物管理に関する科目（野生動物学、動物行動学等）の単位を修得して卒業した人又は令和8年3月31日までに卒業見込みの人

（イ）野生動物の調査・管理業務に関連する業務に従事した職務経験を通算して3年以上有する人

①「職務経験」は、平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に、社員等として1つの民間企業等（公的団体を含む。）に1年以上継続して就業（1週間の労働時間数が通常の労働者の所定労働時間数のおおむね3/4以上の就業）した期間が該当する。

②1年以上継続した職務経験が複数ある場合は、それらを通算することができる。

③1年未満の職務経験は通算できない。ただし、雇用期間1年未満の雇用契約が更新されることにより、同一の民間企業等（公的団体を含む。）に1年以上継続して就業した場合は、その期間を「1年以上継続して就業した期間」として取り扱う。

④上記のいずれにおいても、期間を通算する計算は月単位で行い、月の中途中で就職又は退職した場合は、その月は全て就業していたものとみなす。

（ウ）鳥獣保護管理法第39条第2項に規定する第一種銃猟免許（装薬銃を使用する猟法による狩猟免許）を受け、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項に規定する許可を受け猟銃を所持する人

※過去1年以内に銃器による射撃の経験が2回以上あり、過去3年以内に猟銃を使用してツキノワグマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲又は殺傷をした経験を有することが望ましい。

(2) 選定方法

試験種目	内 容
基礎能力試験	文章読解能力、数的能力、推理判断能力等についての試験 (基礎能力 SCOA-A・テストセンター方式)
経歴評定	職務遂行に必要な経歴、専門性等について評定
論文試験	〔記述式 1問〕 職務に関する専門的な知識、思考力、表現力などの能力についての筆記試験
適性検査	職務遂行に関する適性についての検査

人物試験

個別面接による人物、専門知識についての口述試験

※経歴調書へ、専門的な業績や、射撃経験及び野生鳥獣の捕獲経験等などの参考となる資料（卒業論文、事業報告書や射撃・捕獲経験の参考となる資料等）の添付を可能とする（任意）。

(3) 試験実施スケジュール（予定）

- ア 募集期間 1月16日（金）から2月12日（木）まで
イ 試験日 基礎能力試験（テストセンター方式）、適性検査：2月17日（火）までに受験
論文試験・人物試験：2月22日（日）
ウ 合格発表 2月27日（金）

5 人事委員会の判断

上記の職は「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適當であると判断する。

※関係法令

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）

（狩猟免許）

第39条 狩猟をしようとする者は、都道府県知事の免許（以下「狩猟免許」という。）を受けなければならぬ。

2 狩猟免許は、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許に区分する。

3 次の表の上欄に掲げる獵法により狩猟鳥獣の捕獲等をしようとする者は、当該獵法の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる狩猟免許を受けなければならない。ただし、第9条第1項の許可を受けてする場合及び第11条第1項第2号（同号イに係る部分を除く。）に掲げる場合は、この限りでない。

獵法の種類	狩猟免許の種類
網を使用する獵法又は第2条第7項の環境省令で定める獵法	網猟免許
わなを使用する獵法	わな猟免許
装薬銃を使用する獵法	第一種銃猟免許
空気銃を使用する獵法	第二種銃猟免許

銃砲刀剣類所持等取締法（銃刀法）

（許可）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、所持しようとする銃砲等又は刀剣類ごとに、その所持について、住所地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。

1 狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、獵銃若しくは空気銃（空気拳銃を除く。第31条の11第1項第3号イにおいて同じ。）又はクロスボウを所持しようとする者（第5号の2又は第5号の3に該当する者を除く。）
2～10 略

【質疑等】

委員：受験資格の要件である「イ 資格・免許」については、（ア）から（ウ）のいずれかに該当する人となる。（ア）、（イ）は野生動物に関する専門性になるが、（ウ）のみの方は（ア）、（イ）と同等程度の野生動物に関する知識があるという前提としてよいのかということが気になった。

事務局：受験資格としてあるのは入口の部分であり、鳥獣保護の観点でいろんな業務がある中で、緊急銃猟にあたるため資格が必要になるため、受験の要件とされている。野生鳥獣の知識については、論文試験や人物試験で専門性を測ることである。

委員：（ア）又は（イ）の人は（ウ）に該当しない場合は採用後に取得を要するとされているが、（ウ）の人は（ア）又は（イ）の知識を採用後に身に着けるという要件はないので、要件的にどうかと思った。（ア）又は（イ）を要件として（ウ）は結果的に必ず取得が必要となるとしたほうが要件としてはいいのでは。

事務局：そうした場合に懸念されるのが、受験者が限定されてしまうのではないかということである。

委員：銃が使えることが第一に要件としてあるが、県職員としての業務ができない人では困るので、基礎能力試験や経歴評定で基礎的な部分は担保されているということであろう。銃猟免許を持っていない人は採用後に取得を要するとあるが、第一種銃猟免許試験は難易度としてはどのく

らいなのか。

事務局：狩猟免許取得のための講習が設けられており、そちらをしっかりと受講していれば、取得は十分に可能と思われる。

事務局：受験資格としては最低限の要件を設けておいて、人物試験等で専門性についてもしっかりと見ていくということであろう。

委 員：実際に応募がどのくらいあるのだろうか。

委 員：その点は心配ではある。

委 員：懸念される点もあるが、まずは検証しながらやっていくということであろう。

◇報告第1号

鳥取県職員採用試験(令和8年4月採用予定 障がい者対象(身体、精神)・高校卒業程度(警察行政))の採用候補者について、事務局が説明した。

六 次回人事委員会の開催

令和8年1月28日(水)午後2時00分から開催することとした。